

平成 31 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成31年第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月25日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
広域連合長の挨拶	10
日程第4 議案第1号から議案第10号上程及び提案理由説明	11
日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問	12
1 古川よし枝君 質疑及び一般質問	13
日程第6 上程議案等に対する討論及び表決	21
1 古川よし枝君 討論	21
2 表決	22
日程第7 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について	25
日程第8 閉会中所管事務調査について	26
追加日程	
日程第1 請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願について	27
1 古川よし枝君 討論	28
2 表決	29

	閉会宣告	30
會議錄署名		31
參考資料	議案等審議結果一覽表	33
	議案等質疑通告一覽表	35
上程議案等		37

平成 31 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会



茨城県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成31年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成31年2月6日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

- 1 日 時 平成31年2月25日 午後2時
- 2 場 所 水戸市三の丸2丁目1番1号 三の丸ホテル

以 上

議 員 出 席 表

平成31年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日	議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月25日			2月25日
1	田 口 米 蔵	○	23	金 澤 良 司	○
2	飛 田 謙 一	/	24	桜 井 広 美	○
3	海老原 一 郎	○	25	松 戸 千 秋	○
4	/	/	26	田 谷 文 子	○
5	岡 野 孝 男	○	27	潮 田 新 正	/
6	中 田 松 雄	○	28	小野田 トシ子	○
7	寺 田 寿 夫	○	29	大 原 功 坪	/
8	須 藤 豊 次	/	30	入 江 晃	○
9	遠 藤 正 信	○	31	古 川 よし枝	○
10	菊 池 勝 美	○	32	市 村 文 男	/
11	大 森 要 二	○	33	福 田 茂	○
12	今 井 路 江	○	34	今 村 和 章	○
13	大 関 久 義	○	35	菌 部 一	/
14	染 谷 和 博	○	36	越 智 辰 哉	○
15	市 川 圭 一	/	37	大 森 勝 夫	○
16	塩 田 尚	○	38	山 崎 幸 子	○
17	深 谷 寿 一	○	39	久保谷 実	○
18	根 崎 彰	○	40	諸 岡 周 示	○
19	飯 島 康 弘	○	41	大久保 武	/
20	市 川 和 代	○	42	樋 下 周一郎	/
21	掛 札 行 雄	/	43	飯 田 進	○
22	筒 井 かよ子	○	44	五十嵐 辰 雄	○

説明員出席者（地方自治法121条第1項）

広域連合長	豊田	稔（北茨城市長）
副広域連合長	小谷	隆亮（大洗町長）
事務局長	松本	敏明
監査委員	小沼	均
事務局次長兼事業課長		
兼会計管理者兼会計室長	鈴木	泰浩
総務企画課長	石川	真由美

議会事務局職員出席者

議会事務局長	山口	恵一
書記	池田	直樹

提 出 議 案 一 覧

- 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第4号 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第5号 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第6号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第8号 訴えの提起について
- 議案第9号 訴訟上の和解について
- 議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて
- 請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願について

議 事 日 程

2 月 25 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 31 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

平成31年 2 月 25 日 (月)

午後 2 時開議

開会宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
広域連合長の挨拶
- 日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する
条例の制定について
議案第 4 号 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議案第 5 号 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計予算
議案第 6 号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算(第 2 号)
議案第 7 号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 8 号 訴えの提起について
議案第 9 号 訴訟上の和解について
議案第10号 茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の
同意を求めることについて
- 日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問
【議案第 1 号から議案第10号まで】
- 日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決

【議案第 1 号から議案第10号まで】

日程第 7 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程第 8 閉会中所管事務調査について

追加日程

日程第 1 請願第 1 号 後期高齢者の医療費自己負担 2 割への引き上げに反対する請願について

閉会宣告

午後2時01分

開会宣告

○議長（田口米蔵君） 大変御苦労さまでございます。

それでは、会議に先立ちまして御報告申し上げます。

古河市議会から選出されておりました並木寛議員におかれましては、今年の1月6日に御逝去されました。心から哀悼の意を表します。

ここで並木寛議員の御冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。皆様方御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（田口米蔵君） 終わります。ありがとうございました。

それでは御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は33名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（田口米蔵君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

常陸太田市議会選出の川又照雄議員、桜川市議会選出の飯島重男議員、坂東市議会選出の風見好文議員、稲敷市議会選出の高野貴世志議員が選出元市町村において任期満了となりましたことを御報告いたします。

次に、笠間市議会選出の菅井信議員が笠間市議会議員を辞職したため、広域連合議員を失職しました。

また、先ほども申し述べましたが、古河市選出の並木寛議員が御逝去されたため、広域連合議員を失職しました。

最後に、かすみがうら市議会選出の小松崎誠議員が選出元市町村において任期満了となりましたことを御報告いたします。

これより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、平成30年8月21日に常陸太田市議会の菊池勝美議員、平成30年9月26日に桜川市議会の潮田新正議員、平成30年12月25日に坂東市議会の桜井広美議員、平成30年12月25日に稲敷市議会の松戸千秋議員、平成30年12月27日に笠間市議会の大関久義議員、平成31年2月4日にかすみがうら市議会の田谷文子議員が当選されましたことを御報告いたします。

なお、古河市議会選出議員につきましては、本日までに広域連合議会議員補欠選挙が執り行われていないため欠員となっております。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、菊池勝美議員から御挨拶をお願いいたします。

○ **10番**（菊池勝美君） 皆さんこんにちは。

常陸太田市議会選出の菊池勝美でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ **議長**（田口米蔵君） ありがとうございます。

続きまして、桜井広美議員から御挨拶を願ひます。

○ **24番**（桜井広美君） 皆様こんにちは。

坂東市議会選出の桜井広美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ **議長**（田口米蔵君） ありがとうございます。

続きまして、松戸千秋議員から御挨拶をお願いいたします。

○ **25番**（松戸千秋君） 皆様こんにちは。

稲敷市議会選出の松戸千秋と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ **議長**（田口米蔵君） ありがとうございます。

続きまして、大関久義議員から御挨拶をお願いいたします。

○ **13番**（大関久義君） 笠間市議会選出の大関久義であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田口米蔵君） ありがとうございます。

続きまして、田谷文子議員から御挨拶願います。

○26番（田谷文子君） 皆様こんにちは。

かすみがうら市議会選出の田谷文子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（田口米蔵君） ありがとうございます。

日程第1 議席の指定について

○議長（田口米蔵君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（田口米蔵君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、10番菊池勝美議員、11番大森要二議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（田口米蔵君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口米蔵君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

広域連合長の挨拶

○議長（田口米蔵君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長豊田稔君。

[広域連合長 豊田稔君 登壇]

○広域連合長（豊田稔君） 平成31年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し述べます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用中のところ御出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、皆様御承知のとおり、後期高齢者に係る医療費が高齢化の進展に伴って増加をし、財源の約4割を支えていただいている現役世代が少子化により減少していく状況を考えますと、当制度の運営はさらに厳しい状況を迎えることが予想されます。

そのような中、国におきましては、医療費の伸びが過大とならないよう、健康寿命の延伸と医療費適正化対策に大変力を入れているところでございます。

当広域連合におきましても、健康診査、歯科健康診査、生活習慣病重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進などの事業に全力で取り組み、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化に努めているところでございます。

今後、市町村を初め、関係機関と連携をしながら、保健事業や医療費適正化対策に向けた取り組みをさらに強化をし、被保険者の皆様方が安心して医療を受けられるよう、安定した制度運営に努めてまいりたいと考えております。

本日は条例に関する議案のほか、平成31年度予算、平成30年度補正予算、訴えの提起などについて御審議をいただくことになっております。委員各位の皆様におかれましては、慎重な審議をお願いを申し上げまして、開会に当たって私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（田口米蔵君） ありがとうございました。

日程第4	議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例の制定について
	議案第4号	平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第5号	平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
	議案第6号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
	議案第7号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第8号	訴えの提起について
	議案第9号	訴訟上の和解について
	議案第10号	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（田口米蔵君） 次に、日程第4、議案第1号から議案第10号、以上10件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口米蔵君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号、以上10件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの10件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 提案理由の説明を申し上げます。

平成31年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、提案理由の説

明を申し述べます。

議案第1号、勤務時間、休暇等に関する条例につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制等が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号、後期高齢者医療に関する条例につきましては、平成31年度及び平成32年度の保険料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号、私債権の管理に関する条例につきましては、私債権について、管理の適正化及び事務の効率化を図るため定めるものでございます。

議案第4号、平成31年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,499万9,000円とするものでございます。

議案第5号、平成31年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,359億6,726万6,000円とするものでございます。

議案第6号、平成30年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,734万9,000円を減額するものでございます。

議案第7号、平成30年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35億8,833万9,000円を減額するものでございます。

議案第8号、訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償金を請求する相手方に対し、訴えの提起をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号、訴訟上の和解につきましては、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第10号、公平委員会委員の選任の同意につきましては、現在の公平委員会委員の任期が本年3月28日をもって満了となることから、後任者の選任の同意を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同いただきますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（田口米蔵君） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

○議長（田口米蔵君） 日程第5、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は 15 分以内といたします。

それでは、質問を許します。

3 1 番古川よし枝君。

[3 1 番 古川よし枝君 登壇]

○ 3 1 番（古川よし枝君） 3 1 番古川よし枝です。

通告どおり、議案の質疑をいたします。

一つは、議案第 2 号の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

現行の 9 割軽減、8.5 割軽減特例が廃止となる対象者数と廃止による平成 31 年度の保険料の増額は幾らになるのか伺います。

二つ目の質疑です。

議案第 4 号、平成 31 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳出の款で、目、議会費 14 の使用料及び賃借料の賃借料について、200 万円についてです。議会会場費と説明がありましたが、使える公共施設はないのかということで伺います。

三つ目の質疑にします。

議案第 7 号、平成 30 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について伺います。

歳入の款、目の保険料等負担金 299 億 5,089 万 7,000 円について伺います。

平成 29 年度の決算では、当初予算の 2.3%の増であったけれども、平成 30 年度の最終補正額では 8 億 1,925 万 7,000 円の保険料の減です。当初予算の 2.6%減です。減額補正の理由は保険料見込みにより減額するとありますけれども、どのような見込み違いがあったのか伺います。

次に、一般質問について伺います。

後期高齢者医療費窓口負担 2 割化について、広域連合長に伺います。

今議会に広域連合に請願が提出されていますけれども、後期高齢者医療保険料の特例軽減が平成 29 年、30 年、31 年度でほぼ全廃となり、6 割を超える所得の低い階層は 3 倍、そして 2 倍と負担が増えました。さらに、今、経済財政諮問会議や財政制度審議会では、医療費窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げようと議論が進んでいます。年金は削減され、消費税の引き上げを進めようとする中で、医療が最も必要な高齢者へ次々と押し寄せる負担増に対して連合長はどのようにお考えでしょうか。後期高齢

者の医療費窓口負担 2 割化に反対の表明を求めたいけれども、どうでしょうか。以上です。

○議長（田口米蔵君） ただいまの質疑及び一般質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長松本敏明君。

[事務局長 松本敏明君 登壇]

○事務局長（松本敏明君） 古川議員からの議案質疑につきまして御説明を申し上げます。

まずは、質疑 1 番目の議案第 2 号、一部改正条例の制定について、現行の 9 割軽減、8.5 割軽減特例が廃止となる対象者数と廃止による平成 31 年度の保険料増額は幾らかについてでございます。

議案書における該当ページは 3 ページからでございます。

まず初めに、現行の対象者数につきましては、9 割軽減が対象となる被保険者数は 8 万 7,056 人で、8.5 割軽減が対象となる被保険者は 6 万 8,768 人でございます。なお、31 年度になりますと、9 割軽減が対象となる被保険者数は約 8 万 9,900 人、8.5 割軽減が対象となる被保険者数は 7 万 1,000 人と推計してございます。

次に、平成 31 年度の保険料の増額につきましては、総額で約 3 億 6,303 万円、1 人当たりの年額に直しますと約 4,000 円、月額では 333 円の増額を見込んでおります。

次に、質疑の 2 番目、議案第 4 号、平成 31 年度一般会計予算案のうち議会費の賃借料 200 万円について、使える公共施設はないのかについてでございます。

平成 31 年度予算書の該当ページは 15 ページになります。

初めに、議会を開催するに当たりましての会場の選定につきましては、原則水戸市議会の施設をお借りすることとしております。そして、水戸市議会の借用に支障が生じた場合には、市町村会館などの公共施設を使用するようにしております。さらに、公共施設の予約がとれない場合に限りまして、民間のホテル等を使用することとしております。

今議会開会に当たりましては、水戸市役所敷地内の外構工事のため駐車場の使用が制限され、さらに近隣の駐車場にも使えるところが見つかりませんでした。このため、水戸市議会の利用を諦め、次に幾つかの公共施設等に問い合わせをいたしましたが、これも日程等が合わず、やむを得ずホテルを使用することとなった次第でございます。

御指摘の賃借料につきましては、今回このようなことがあったため、不測の事態に

備え、予算計上を行ったものでございます。

今後とも議会会場の選定に当たりましては、事前調整により一層努力するなど、極力公共施設等を利用できるように努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、質疑の3番目、議案第7号、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算の市町村負担金のうち、保険料等負担金299億5,089万7,000円についての減額補正の理由についてでございます。

議案書の該当ページは35ページになります。

今回、減額補正となった主な要因といたしましては、年度内に発生する異動賦課、例えば年度途中で所得が変わられた方や新たに75歳になられた方、亡くなった方、転入・転出された方などによる保険料の伸びが当初予算編成時の見込みよりも低く推移しているためでございます。

保険料等負担金の当初予算の積算に当たりましては、過去5年間の被保険者1人当たりの所得の推移をもとに、保険料全体の伸びを推計しております。しかしながら、お亡くなりになる方も多いなど、所得も全体的に変動することから、正確に予測することが大変難しい面がございます。

今後とも予算積算に当たりましてはより一層各種データの分析に努めるなど、精度向上に向けて取り組んでまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田口米蔵君） 広域連合長豊田稔君。

[広域連合長 豊田稔君 登壇]

○広域連合長（豊田稔君） 後期高齢者医療費窓口負担2割化についてであります。

古川議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

初めに、高齢者に対し押し寄せる負担増に対してどのように考えているかについてでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速な高齢化の進展や現役世代の減少という人口構造が変動していく中で、将来にわたり持続可能で安定した保険財政運営を可能とすることを第一に、さらには高齢者だけに負担増を求めることがないように制度改正を検討していくことが必要であると考えております。

このような考えから、当広域連合では、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、厚生労働大臣に対し、医療制度改革に当たっては国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充するなど、高齢者だけが負担増とならないよう十分な対策を講じるよう要望を続けているところでございます。

次に、後期高齢者の医療費窓口負担2割化に反対の表明を求めることについてでございます。

後期高齢者の窓口負担のあり方につきましては、平成30年6月15日に閣議決定をした経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針において、団塊世代が後期高齢者入りするまでに世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するとされ、現在、国の各審議会等で審議が行われているところでございます。

このような中、当広域連合では、高齢者への負担を懸念し、先ほど申し上げました全国協議会を通じ、昨年11月15日に厚生労働大臣に対し、後期高齢者の窓口負担のあり方については制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすることと要望したところでございます。

国に対する要望につきましては、個別に行うより全国協議会で取りまとめて要望すべきものと考えております。

今後とも被保険者の立場に立ち、全国の広域連合と連携をし、全国協議会を通じて積極的な要望活動に努めてまいりますので御理解いただきたいと存じております。ありがとうございました。

○議長（田口米蔵君） ただいまの答弁に対し再質問はありますか。

古川よし枝君。

議員の発言の残り時間は11分41秒でございます。

[31番 古川よし枝君 登壇]

○31番（古川よし枝君） まず、議案質疑についての2番目の会場費の問題について伺います。

いろいろ努力されたけれども、最終的に見つからないので民間の施設をとということですが、その中で、水戸市議会をいつも、そこを中心というふうに伺いましたけれども、県議会の施設も、県議会の棟ですね、そこも中に入れて、ぜひ公共の施設で行うよう、この会場費に200万円の支出、大変大きいというふうに思いますので、ぜひそこは努力をしていただきたい、県議会棟も含めて検討をお願いしたいというふ

うに思います。

それから、一般質問のことで質問いたします。

今、連合長から、後期高齢者の医療費窓口2割化に反対ということについて、全国の協議会を通して意思を、全国の協議会とともに力を合わせて全力を尽くしてまいりたいというふうにおっしゃいましたけれども、それでは、全国協議会では2割化に反対ということなのか、そういうことで要望しているのか、そして、そうであるならば、広域連合長の個人の考えとしてもこの2割化には反対だというふうに考えているのか、そこをはっきりとさせていただきたいというふうに思います。

実は、昨年第2回の広域連合議会で、連合長は、負担軽減については古川議員だけが言っているのではないと、私もほかの議員も同じく思っているんだと、あなただけが考えていることではないとお怒りになりましたけれども、連合長の本心が聞けてよかったというふうに思います。

後期高齢者の医療費2割化は、老人医療費無料化以来の高齢者医療制度の歴史から見ても大改悪となるものです。既に現役並みの被保険者は3割負担をしていますけれども、広域連合では被保険者の約95%が医療費2割化の対象になります。うち、基礎年金満額の80万円以下の方は4割、さらにその半数は50万円以下、月々5万円に満たない年金で暮らしを立てています。さらに、マクロ経済スライドによる年金給付の枠の削減、消費税10%の増税は高齢者を直撃しています。

生活保護の捕捉率が日本では大変低い、2割ということから見ても、生活保護水準以下のぎりぎりの暮らしをされている方が大勢いらっしゃいます。憲法25条を持つ国として、このような方に負担を押しつけるのは許されないことだと私は思います。高齢者が増えるからと、社会保障の自然増さえも抑え、一方では戦闘機、大量の兵器、戦闘機を爆買いする政府、私はどう見ても納得がいきません。

年金生活にこれ以上の負担をかけるのは反対、重症化して寝たきりになることがある、アクセスを制限したらいけないという意見が日本の医師会、社会保障審議会医療保険部会からも相次いでいます。連合長が41万の茨城後期高齢者の命、暮らしを守るために、医療費2割負担反対の表明をすることは、連合長自身が反対の表明をすることは大変重いものです。ぜひその視点で御答弁をお願いいたします。

○議長（田口米蔵君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長松本敏明君。

[事務局長 松本敏明君 登壇]

○事務局長（松本敏明君） 次回、会場の選定に当たりまして、県議会の施設も入れて検討、考えてほしいという御質問でございます。

これまで、私どものほうでは県の施設では健康プラザなども使ったことがありますようです。御指摘のとおり、県議会も含めまして、いろいろな公共施設、使えるように調整を図っていきたいと思っております。

○議長（田口米蔵君） 広域連合長豊田稔君。

[広域連合長 豊田稔君 登壇]

○広域連合長（豊田稔君） 古川議員に最初のお答えを申し上げます。

そんなに私、イライラしてあなたにお答えした考えはございませんので、それは取り下げてもらいたい。議論をすることが議会の根幹でありますから、私もきちっとした考え方を申し述べるということでもあります。御理解いただけますね。あなたを個人的にいじめたつもりはありません。そのことを申し上げておきます。

それから、連合長、個人的な考えどうなんだと。私、連合長ですから、全体を思うのが当たり前ですよ。そして、個人の考えというのはその後につくものであると、こう思っています。公職ですから。ですから、連合長としての考えを申し述べて、その連合長の考えに賛同する人たちはそれで運営をしていくということに相なるだろうと思っていますから、個人的な考えはそれはないほうがいいよ。そんなことは決まり切っている。聞くまでもない。負担なんかすることないでしょうよ。誰も、国が全部やってくれば一番よろしい。それが根幹ですよ。しかし、そうじゃないから、全体を見た中での運営というものを、若い人たちも負担をしていただく、そして窓口で現状の負担をしてもらう。現状を維持してほしいということを申し述べているわけですよ、協議会では。ですから、協議会ではそういうふうにして、現状でそのままで何とかしていただきたい、国の厚生労働大臣お願いしますと言っているんですから。反対するとか反対しないとかという問題じゃないですよ。そこは私はそのとおり、これからも、連合長いつまでもやっていると言うならば、古川議員とすばらしい議論しながら、そして全体を考えた中での連合長としての答えをしたい、そして決まったことは、豊田稔としては、個人的なことを申し上げますと、それに従うということになります。以上でよろしいでしょうか。まだ不満な点ございますか。以上です。

○議長（田口米蔵君） 事務局長松本敏明君。

[事務局長 松本敏明君 登壇]

○事務局長（松本敏明君） すみません、先ほどの説明につきまして補足させていただきます。

県議会の施設の利用規定等はまだ確認はとれておりませんので、県の施設等も含めて検討していくということで御理解いただきますようお願い申し上げます。

○31番（古川よし枝君） 時間ありますか。

○議長（田口米蔵君） 古川よし枝君。

残り時間は7分38秒でございます。

[31番 古川よし枝君 登壇]

○31番（古川よし枝君） 時間は7分あるというふうに言われておりますので。

議事録を見ますと、議事録には怒っているというふうに書いてありませんけれども、昨年第2回の広域連合で、怒ったというふうには書いてありませんけれども、議事録を見る限りでは私は非常に怒られた気分でおるんです。でも、連合長の本心が聞けてよかったというふうには私は申しておるので、御理解を、取り消しということではなく、そのように感じておりますので、取り消しということでは応じられません。

それから、全国の協議会で現状維持を求めているということは、2割化には賛成できないということなわけですよ。どのような要望をしているのかというのは、先ほどお話聞いたところは現状維持を求めているんだと、全国の協議会ではということですから、その辺のところはきちっと、どういう要望をしているのかははっきりとさせていただきたいということと、それから個人の意見は言えないと言いますけれども、この連合組合は一つの公共団体としてあるわけですよ。その中で、例えば市町村でしたら首長の御意見は聞く、大きな意味を持つ発言になるわけですが、そこから考えたら広域の連合長も個人として私はこう思うというのは当然あってしかるべきではないかというふうに思いますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（田口米蔵君） 広域連合長豊田稔君。

[広域連合長 豊田稔君 登壇]

○広域連合長（豊田稔君） 古川議員の再質問にお答えします。

議事録に書いていないんですから怒っていないんですよ。あなたが、あなた議員さんがどんなふうに怒られた、感じた、それは私はやさしくないかもしれぬけれども、

心はやさしいんですから。こんなにやさしい人いませんし、それはお互いに言った言わないで平行線でしょうから、もう言いませんが、お互いにいい議論をしましょうよ。そして、連合長だから個人のことを言ったっていいんだ、連合長だから言えないんですよ、ここは連合の議会ですから。ですから、当然ながら連合で決まったことは私も従う。先ほどから申し上げているじゃないですか。全然かからないほうが、医療費などかからないほうがいいと言っているでしょう、聞いています。かからないほうがいいですよ、私は。皆さん方そうでしょう。国の制度があるんですから、それに従わなくちゃならぬということです。

それから、連合協議会では現状維持で陳情しているということです。答えは何回も申し上げているんです。質問にする場合、私の話をよく聞いていただいて、そして質問していただく。

それともう一つ申し上げておきます。個人的な豊田稔がお答えする場合じゃない場合はお答えしません。そして、決まったことに対しては、私は日本人でありますから、日本の法律に従って約束を申し上げていくということが私の個人的な見解であります。以上です。

それから、県議会の方はどうだ、県議会に借りたら大変だよ。そうじゃなくて、市町村から借りましょう。市町村のみんなの集まりなんですもの。水戸市がだめなら笠間市、笠間市がだめなら土浦市に行けばいいじゃないですか。あるいは、古川議員がいるつくばみらい市に行けばいいじゃない。それは交通の便が悪いし、皆さんにご迷惑をかけるから今回の予算を計上した。これやむを得ずやったんですよ。水戸市だって、水戸市の議長さんいますけれども、貸さないで申しわけないなと思っていますよ、個人的には、恐らく。だけれども、使えないんですもの。そこに使わせろと言ったって無理でしょう。それから、市町村会館も使わせろと言っても無理なんですよ、もう入っちゃいましたから。ですから、それ以上に延ばしていくということ、土浦行ったり石岡行ったりするのもこれまた失礼でしょう。私は北茨城ですよ。神栖のほうに借りた、これはちょっと話は違くなっちゃいますので、やっぱり周辺地域の我々基礎自治体のほうから議場をお借りするということの拡大はいいでしょうけれども、土浦行ったり、かすみがうら市行ったり、そういうことはなるべく避けたほうがよろしいと私はそう思っていますので、そこも御理解いただきたい。

県議会で何をやっているんだ、こういうことをやっているんだということは、それはいいかもしれませんが、恐らく規約規制もあるでしょうから、私は我々基礎自治体で領有して、そしてやるのが肝要である、そのように思っております。

○議長（田口米蔵君） 以上で上程議案等に対する質疑及び一般質問を終結いたします。

日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（田口米蔵君） 日程第 6、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

31 番古川よし枝君。

[31 番 古川よし枝君 登壇]

○31 番（古川よし枝君） 討論を行います。

議案第 2 号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対をいたします。

条例改定案は、均等割保険料の軽減対象 5 割の方を世帯の 1 人当たりの金額を 27 万 5,000 円から 28 万円に、それから 2 割軽減の世帯の 1 人当たりの金額を 50 万円から 51 万円に増額し、軽減をする対象者を広げるということで、これについては賛成をいたします。

もう一つは、今年消費税増税を予定する 10 月から後期高齢者医療制度制定時に設けた低所得者の最大 9 割軽減する特例措置を廃止し 7 割軽減とすることで低所得者の負担を最大で 3 倍化するものであり、よって条例改定には反対をいたします。

当連合では、特例軽減廃止で、元扶養者、被保険者 3 年目を合わせれば 6 割を超える被保険者が対象となり、平成 31 年度では半年で先ほどの説明だと約 9 億の保険料の増額となります。年 80 万円以下の被保険者、当連合では均等割が 3 倍、80 万円から 168 万円以下の方は 2 倍に跳ね上がります。年収が 80 万円以下の方には消費税増税分を使って月 5,000 円の年金者生活支援給付金を支給することで負担を軽くすると政府は言っています。しかし、基礎年金の満額支給を合わせても 7 万円にしかありませんし、国民年金保険料を 40 年間完納しなければ月 5,000 円は支給されません。納付期間が短ければその分少額になります。また、80 万円を超え 168 万円以下の年金収入者は年金生活者支援給付の対象外であることから、保険料の負担分を交付金で補填し負担を緩和するとしていますけれども、1 年間のみです。低所得者ほど負担が重い、消費税増税と抱き合せた特例軽減全廃に反対を表明し、議案第 2 号に反対をいたします。

次に、議案第 5 号、平成 31 年度茨城県後期高齢者医療特別会計予算について反対いたします。

平成 31 年度茨城県後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出は 3,359 億 6,726 万 6,000 円で、前年度比 3.8%の伸びです。

反対の理由の一つは、保険給付費の見込み額が大きく見込んでいるのではないかとことです。保険給付費は前年度比 3.9%増の 3,341 億 4,310 万 4,000 円であります。説明では、平成 28 年、29 年の 2 年間の平均伸び率が 3.4%であることから、平成 30 年度当初予算額は前年度の 3.9%の伸びを見込み、予算を計上したとありました。

今議会に提案されている平成 30 年度の最終補正予算は当初予算からこの保険給付費は 1.1%減額し、3,182 億 3,200 万 3,000 円に減額補正を行います。平成 29 年の当初予算と比べると 2%の伸びとなります。また、この平成 30 年度最終補正予算額と比べると、平成 31 年度の予算額は 5%の伸びの計上をしています。直近の状況をかんがみ、伸び率を見込むべきではないかと考えます。よって、31 年度の保険料給付の伸び率を前年度比 3.9%見込むのは大きいのではないかと考えます。伸び率を 1%大きく見込むことで保険給付費は約 33 億円の増額となります。見込み額が過大であれば当然財源不足が起きます。その結果、次年度への保険料の引き上げ率が上がります。

もう一つの反対の理由は、10 月からの低所得者均等割軽減特例の全廃について反対をするものです。全廃により 31 年度の保険料は半年で約 9 億円を超え、増収です。つまり、被保険者の負担が 9 億円を超える多額となります。年金収入が 168 万円以下の被保険者は約 6 割を超えます。低所得者ほど重い負担がのしかかる消費税と抱き合せた負担緩和策は低所得者の実質負担を軽減するものではありません。

政府は、安心して医療にかかれるようにするために特例廃止を撤廃し、税金の集め方、使い方を抜本的に改めるべきです。よって、10 月からの保険料均等割軽減特例廃止に反対する立場で議案第 5 号に反対をいたします。

○議長（田口米蔵君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号は原案のとおり決することに賛成の方、御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田口米蔵君） 起立者多数。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田口米蔵君） 起立者多数。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（田口米蔵君） 総員起立。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7 茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（田口米蔵君） 次に、日程第7、茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の任期が、平成31年3月28日をもって満了となることから、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第16条の規定により、選挙管理委員4名及び同補充員4名を選挙することになります。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田口米蔵君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、大木安史氏、岡野稔之氏、高村和一氏、大久保誠氏、以上の方を指名いたします。

また、補充員に、清水見龍氏、本多伸成氏、渡邊等氏、藤咲康二氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田口米蔵君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が、茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員に当選されました。

お諮りいたします。

補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口米蔵君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順序につきましては、ただいま指名した順序とすることに決しました。

ただいま当選しました選挙管理委員及び同補充員への当選告知は、事務局から文書をもって告知いたしたいと存じます。

日程第 8 閉会中所管事務調査について

○議長（田口米蔵君） 次に、日程第 8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口米蔵君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

時間の都合上、暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 0 5 分再開

○議長（田口米蔵君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会事務局より請願第1号を配付させていただきました。

お諮りいたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第21条により、これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口米蔵君） 御異議なしと認めます。

したがって、請願第1号を日程に追加し、日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに
反対する請願について

○議長（田口米蔵君） それでは、追加日程第1、請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願についてを議題といたします。

議会事務局職員に請願文書表の朗読をさせます。

議会事務局長山口恵一君。

〔議会事務局長 山口恵一君 登壇〕

○議会事務局長（山口恵一君） それでは朗読いたします。

受理番号請願第1号、後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願。提出者、水戸市城南3-15-24、民医連内、茨城県社会保障推進協議会、代表委員瀧澤利行、茨城県高齢期運動連絡会、会長近沢重男。平成31年2月14日受理。

請願趣旨。

経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で「世代間の負担の公平性」を図るとして、後期高齢者医療の窓口負担を1割から2割にする負担増が審議されています。すでに70歳から74歳の医療費自己負担は2014年度の改定で「新たに70歳に到達する人においては2割とする」として引き上げられております。また現役並み所得の人

は70歳以上でも3割負担となっています。

高齢者は、戦後の経済発展の支え手となり、今日の日本をつくりあげてきました。しかし後期高齢者医療制度という年齢で差別する制度が施行され、今年10月からは低所得者への「軽減措置」も廃止されようとしています。一方、公的年金は減らされ収入が生活保護基準以下を下回る世帯は3割に迫っています。保険料は上がり続け生活苦は限界を超えています。高齢になっても働き続けなければなりません。

以上の趣旨から以下の項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出下さるようお願いいたします。

請願事項。

1、75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないでください。

以上です。

○議長（田口米蔵君） 朗読は終わりました。

請願第1号につきましては、先ほどの一般質問と同内容であり、これに対する当広域連合の見解は、既に広域連合長より答弁があったところです。

つきましては、直ちに質疑に移りたいと存じます。

質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口米蔵君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

古川議員。

〔31番 古川よし枝君 登壇〕

○31番（古川よし枝君） 請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願に賛成の討論をいたします。

後期高齢者医療制度が始まって11年目になります。後期高齢者制度をつくる時、医療費が際限なく上がり続ける痛みを高齢者自身が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと、老人医療企画室室長補佐が述べたように、いよいよそのねらいどおりのときがきたなと私は思います。

平成29年度から段階的に後期高齢者医療保険の保険料軽減特例を廃止し、これま

で9割軽減であった年金給付が80万円以下の高齢者は7割となり、3倍の保険料となります。元健保の扶養者だった人は5倍から10倍への値上がりとなりました。その上、医療費自己負担が1割から2割へ負担を増やそうということです。年金給付は年々削減、さらに高齢者ほど痛みを受ける消費税10%の引き上げが強行されようとしています。幾重にも高齢者へ痛手を押しつけるもので、高齢者の命と生活を破壊しかねない医療費自己負担2割化には反対です。

後期高齢者の医療費自己負担2割化について、11月に行われた社会保障審議会医療保険部会では、生活実態としてはここ十数年前から見て回復していないわけで、高齢者の低所得者に負担がかかってくると、食事の節約、交際費の節約などが起き、社会的なつながりや生きがい、役割を持った生き方を壊すのではないかと、負担が大きくなればなるほどそれらを阻害することになるだろうと兼子委員が言っております。また、日本医師会の副会長である松原委員は、年金生活をしている人たちに窓口負担をこれ以上かけるのは反対だ、医者にかからず放置しておくことで重症化して、血圧の薬を飲まなければならない方が飲まないために脳出血を起こし、何年も寝たきりになるだけは絶対に避けなければならない。アクセスを制限するようなことだけで物事を考えるべきではないと、2割化に反対の意見が相次いでいます。

政府は、財政が厳しいと言って社会保障を削減しようとしていますけれども、長生きを喜ばない社会で本当にいいのか。5兆円を超す軍事費を増幅する一方で、社会保障費削減に固執する税金の使い方をやめ、高齢者が必要な医療が受けられるような財政支援を行うべきです。

宮城県広域連合では、2月8日に後期医療2割化に反対の意見書を全会一致で可決しております。当広域議会でもぜひこの請願を採択して、意見書を提出して下さるよう求めて、賛成の討論といたします。

○議長（田口米蔵君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口米蔵君） それでは、ないようですので、以上で討論を終了いたします。

議会申し合わせ事項4の（4）で請願の審査は本会議で行う取り扱いとされております。

これにより請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口米蔵君） 起立者少数。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

閉会宣告

○議長（田口米蔵君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成31年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

10番

11番

参 考 資 料

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例の制定について	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第4号	平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第5号	平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第6号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第7号	平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第8号	訴えの提起について	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第9号	訴訟上の和解について	H31. 2. 25	原案可決
		H31. 2. 25	
議案第10号	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて	H31. 2. 25	原案同意
		H31. 2. 25	

請願

受理番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
請願第1号	後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願について	H31. 2. 25	不採択
		H31. 2. 25	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

質 問 者	古 川 よ し 枝 議 員	
質 問 事 項	質 問 要 旨	
1 【議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】	<p>現行の9割軽減、8.5割軽減特例が廃止となる対象者数と廃止による平成31年度の保険料増額はいくらか。</p>	
2 【議案第4号 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、歳出(款)1 議会費(項)1 議会費(目)1 議会費(節)14 使用料及び賃借料 2,000 千円について】	<p>議会会場費と説明がありましたが、使える公共施設はないのか。</p>	
3 【議案第7号 平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、歳入(款)1 市町村負担金(項)1 市町村負担金(目)1 保険料等負担金 29,950,897 千円について】	<p>平成29年度の決算では当初予算の2.3%増であったが、平成30年度の最終補正額は8億1,925万7千円の減で、当初予算の2.6%減額です。減額補正の理由は保険料見込みによる減とあるが、どのような見込み違いがあったのか。</p>	

【一般質問】

質 問 者	古 川 よ し 枝 議 員
質 問 事 項	質 問 要 旨
【後期高齢者医療費窓口負担2割化について】	<p>後期高齢者医療保険料の特例軽減が平成29・30・31年度でほぼ全廃となり、6割を超える所得の低い階層は3倍、2倍と負担が増えました。さらに、今、経済財政諮問会議、財政制度審議会では医療費窓口負担を1割から2割に引き上げようと議論が進んでいます。年金は削減され、消費税の引き上げをすすめようとする中で、医療が最も必要な高齢者へ次々と押し寄せる負担増に対してどのように考えているか。</p> <p>後期高齢者の医療費窓口負担2割化に反対の表明を求めたいかどうか。</p>

【討 論】

質 問 者	古 川 よ し 枝 議 員
発 言 事 項	発 言 要 旨
<p>【条例の制定に反対】</p> <p>議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に反対します。</p>	<p>今年10月から後期高齢者医療制度制定時に設けた低所得者の保険料を最大で9割軽減する特例措置を廃止し、保険料を最大で3倍化するものであり反対。消費税増税と抱き合わせた緩和策は低所得者の負担実質を軽くするには至らない。</p>
<p>【特別会計予算に反対】</p> <p>議案第5号 平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算に反対します。</p>	<p>1つ目は歳出予算の保険給付費の見込み額が前年度比3.9%の伸びを見込んでいますが、伸び率が大きいのではないかと考えます。</p> <p>2つ目は10月からの低所得者保険料軽減特例の全廃に反対の立場で予算に反対します。</p>

上 程 議 案 等

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(提案理由)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により、時間外労働の上限規制等が導入され、平成 31 年 4 月から施行されることに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合 豊 田 稔

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 29 年政令第 318 号）第 18 条第 4 項の規定により、平成 31 年度及び平成 32 年度の特定期間における後期高齢者医療制度の保険料を定めるため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号の 2 を削る。

第 14 条第 1 項第 2 号中「前 2 号」を「前号」に改め、「27 万 5 千円」を「28 万円」に改める。

第 14 条第 1 項第 3 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、「50 万円」を「51 万円」に改める。

第 15 条第 1 項中「、第 1 号の 2」を削る。

附則第 4 条の見出し及び同条中「平成 29 年度」を「平成 31 年度」に改め、同条中「平成 29 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 5 条から第 7 条までに規定する」を「平成 31 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 5 条に規定する」に改める。

附則第 5 条の見出し中「平成 29 年度以降の各年度」を「平成 31 年度」に改め、同条を次のように改める。

第 5 条 平成31年度において第14条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が政令第15条第 1 項第 6 号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第14条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10分の 7」とあるのは、「10分の 8」とする。

2 平成31年度において第14条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第14条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10分の 7」とあるのは、「20分の17」とする。

附則第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

(平成 32 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 6 条 平成 32 年度における保険料の賦課総額の算定について第 12 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 14 条又は第 15 条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成 32 年度においては第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 7 条に規定する基準に従い」とする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第7条 平成32年度において第14条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が政令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第14条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

附則第8条及び第9条を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第3号

茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

(提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権について、管理の適正化及び事務の効率化を図るため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の私債権の管理について必要な事項を定めることにより、私債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において広域連合の私債権（以下「私債権」という。）とは、金銭の給付を目的とする広域連合の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 私債権の管理については、法令又は他の条例若しくは規則（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(広域連合長の責務)

第4条 広域連合長は、法令等の定めるところにより、私債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 広域連合長は、私債権を適正に管理するために台帳を整備しなければならない。

(債権の放棄)

第6条 広域連合長は、私債権について次の各号いずれかに該当すると認めるときは、当該私債権及び私債権に係る加算金その他の徴収金等の債権を放棄することができる。

- (1) 時効の期間が満了したにもかかわらず、債務者から時効を援用する意思が示されないとき。
- (2) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、今後も資力の回復が見込めないとき。
- (3) 強制執行等の手続により、債務者が無資力又はこれに準ずる状態となることが明らかであるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(5) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、私債権の回収が見込めないとき。

2 広域連合長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,084,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1, 0 8 1, 0 4 9
	1 負 担 金	1, 0 8 1, 0 4 9
2 財 産 収 入		4
	1 財 産 運 用 収 入	4
3 繰 入 金		1
	1 基 金 繰 入 金	1
4 繰 越 金		2, 0 0 0
	1 繰 越 金	2, 0 0 0
5 諸 収 入		1, 9 4 5
	1 預 金 利 子	5
	2 雑 入	1, 9 4 0
歳 入 合 計		1, 0 8 4, 9 9 9

歳出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3, 8 8 2
	1 議 会 費	3, 8 8 2
2 総 務 費		2 6 7, 5 0 0
	1 総 務 管 理 費	2 6 7, 2 0 7
	2 選 挙 費	1 4 4
	3 監 査 委 員 費	1 4 9
3 民 生 費		8 1 1, 6 1 6
	1 社 会 福 祉 費	8 1 1, 6 1 6
4 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
5 予 備 費		2, 0 0 0
	1 予 備 費	2, 0 0 0
歳 出 合 計		1, 0 8 4, 9 9 9

一般会計

議案第5号

平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 予算

平成31年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ335,967,266千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		58,085,427
	1 市 町 村 負 担 金	58,085,427
2 国 庫 支 出 金		111,043,522
	1 国 庫 負 担 金	80,782,098
	2 国 庫 補 助 金	30,261,424
3 県 支 出 金		27,946,097
	1 県 負 担 金	27,946,096
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		135,713,195
	1 支 払 基 金 交 付 金	135,713,195
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		98,150
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	98,150
6 財 産 収 入		214
	1 財 産 運 用 収 入	214
7 繰 入 金		2,413,556
	1 一 般 会 計 繰 入 金	811,616
	2 基 金 繰 入 金	1,601,940
8 繰 越 金		6
	1 繰 越 金	6
9 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金		1
	1 県 財 政 安 定 化 基 金 借 入 金	1
10 諸 収 入		667,098
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	17,396
	3 雑 入	649,699
歳 入 合 計		335,967,266

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		860,858
	1 総 務 管 理 費	859,613
	2 賦 課 徴 収 費	1,245
2 保 険 給 付 費		334,143,104
	1 療 養 諸 費	318,606,472
	2 高 額 療 養 諸 費	14,221,882
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,314,750
3 県財政安定化基金拠出金		86,478
	1 県財政安定化基金拠出金	86,478
4 特別高額医療費共同事業拠出金		98,350
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	98,350
5 保 健 事 業 費		714,355
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	714,355
6 基 金 積 立 金		219
	1 基 金 積 立 金	219
7 公 債 費		1,056
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	1,055
8 諸 支 出 金		57,846
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	57,846
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	335,967,266

議案第6号

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ97,349千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ997,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1,087,371	△97,080	990,291
	1 負担金	1,087,371	△97,080	990,291
2 財産収入		4	1	5
	1 財産運用収入	4	1	5
5 諸収入		1,858	△270	1,588
	1 預金利子	6	△1	5
	2 雑収入	1,852	△269	1,583
歳入合計		1,094,628	△97,349	997,279

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,546	△150	1,396
	1 議会費	1,546	△150	1,396
2 総務費		262,775	△21,141	241,634
	1 総務管理費	262,509	△21,141	241,368
3 民生費		828,306	△76,058	752,248
	1 社会福祉費	828,306	△76,058	752,248
歳出合計		1,094,628	△97,349	997,279

議案第7号

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補
正予算（第2号）

平成30年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,588,339千円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ325,693,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金		56,628,639	△1,101,422	55,527,217
	1 市町村負担金	56,628,639	△1,101,422	55,527,217
2 国庫支出金		107,617,504	△1,233,920	106,383,584
	1 国庫負担金	77,970,351	△833,818	77,136,533
	2 国庫補助金	29,647,153	△400,102	29,247,051
3 県支出金		26,947,478	△269,488	26,677,990
	1 県負担金	26,947,477	△269,488	26,677,989
4 支払基金交付金		130,485,785	△1,413,284	129,072,501
	1 支払基金交付金	130,485,785	△1,413,284	129,072,501
6 財産収入		246	211	457
	1 財産運用収入	246	211	457
7 繰入金		1,790,426	429,050	2,219,476
	1 一般会計繰入金	828,306	△76,058	752,248
	2 基金繰入金	962,120	505,108	1,467,228
10 諸収入		548,292	514	548,806
	2 預金利子	14,920	1,120	16,040
	3 雑収入	533,369	△606	532,763
歳入合計		329,281,545	△3,588,339	325,693,206

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		901,989	△102,618	799,371
	1 総 務 管 理 費	901,027	△102,618	798,409
2 保 険 給 付 費		321,724,920	△3,492,917	318,232,003
	1 療 養 諸 費	307,507,433	△3,817,032	303,690,401
	2 高 額 療 養 諸 費	13,048,037	223,565	13,271,602
	3 その他医療給付費	1,169,450	100,550	1,270,000
5 保 健 事 業 費		669,664	1,566	671,230
	1 健康保持増進事業費	669,664	1,566	671,230
6 基 金 積 立 金		26,543	211	26,754
	1 基 金 積 立 金	26,543	211	26,754
8 諸 支 出 金		5,763,659	5,419	5,769,078
	1 償還金及び還付加算金	5,763,659	5,419	5,769,078
歳 出 合 計		329,281,545	△3,588,339	325,693,206

議案第 8 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したところ、症状固定後の保険給付分は事故との因果関係がないと主張して請求に応じないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県ひたちなか市 個人

2 事件の要旨

- (1) 平成 28 年 1 月 8 日茨城県後期高齢者医療被保険者(以下「被害者」という。)は、歩行中、相手方の運転する普通乗用車に衝突され重体となり、のちに死亡した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 11,785,117 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により水戸地方裁判所に提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。
- (2) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第9号

訴訟上の和解について

別紙のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

（提案理由）

平成29年4月に茨城県後期高齢者医療広域連合が、訴えを提起した平成29年（ワ）第188号損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をしたいので、議会の議決を求めるものである。

訴訟上の和解について

1 事件名

平成 29 年（ワ）第 188 号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

平成 26 年 1 月 31 日に後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が片側 1 車線の道路を歩行横断中、被告が運転する乗用車にはねられ意識不明の重体となり、現在も入院中である。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し損害賠償金 23,309,618 円の支払を求める訴えを提起したものである。

なお、被害者の治療は継続しているため、原告からの請求額は 42,326,685 円に増額された。

4 和解内容

- (1) 被告は原告に対し、本件和解金（但し、平成 30 年 9 月分までの治療費に関するもの）として、42,326,685 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は原告に対し、前項の金員を原告の指定する口座に振込送金する方法で支払う。但し、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告はその余の請求をいずれも放棄する。
- (4) 原告及び被告は、本和解条項に定めるもの以外には、本件（但し、治療費については平成 30 年 9 月分までの部分に限る）に関し、原告と被告との間には、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

本事件は、水戸地方裁判所から、和解案が提示されたこと及び和解案の内容についても、原告側として、これまで主張してきたことに沿った内容であることを勘案し、和解しようとするものである。

議案第 10 号

茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任の同意を
求めることについて

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、下記の者を
公平委員会委員に選任したいので、同条第 2 項の規定により、議会の同意を求める
ものである。

平成 31 年 2 月 25 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

氏 名 うち だ かず ひろ
 内 田 一 廣
生年月日 昭和 17 年 8 月 9 日
住 所 水戸市赤塚 2 丁目 211 番地の 31

氏 名 こ ばやし よし じ ろう
 小 林 由 士 郎
生年月日 昭和 27 年 7 月 4 日
住 所 水戸市小吹町 1214 番地の 1

氏 名 ひら つか ひろし
 平 塚 博
生年月日 昭和 24 年 3 月 17 日
住 所 土浦市神立東 2-10-58

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員が平成 31 年 3 月 28 日をもって任
期満了となるため、上記の者を公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求
めるものである。

参考

うち だ かず ひろ 氏略歴
内 田 一 廣

住 所 水戸市赤塚2丁目211番地の31
生年月日 昭和17年8月9日

	略 歴
昭和41年 4月	茨城県職員に採用
平成12年 4月	茨城県人事委員会事務局長に就任
平成13年 3月	茨城県人事委員会事務局長を退職
平成19年 3月	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員に就任
平成23年 3月	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員に就任
平成27年 3月	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員に就任 現在に至る

こ ばやし よしじ ろう 氏略歴
小 林 由士郎

住 所 水戸市小吹町1214番地の1
生年月日 昭和27年7月4日

	略 歴
昭和50年 4月	茨城県職員に採用
平成23年 4月	茨城県人事委員会事務局長に就任
平成25年 3月	茨城県人事委員会事務局長を退職
平成27年 3月	茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員に就任 現在に至る

ひら つか ひろし 氏略歴
平 塚 博

住 所 土浦市神立東2-10-58
生年月日 昭和24年3月17日

	略 歴
昭和47年 4月	茨城県職員に採用
平成18年 4月	茨城県人事委員会事務局長に就任
平成19年 3月	茨城県人事委員会事務局長を退任
平成21年 3月	茨城県退職 現在に至る

選挙管理委員及び同補充員選挙参考資料

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の略歴

1 選挙管理委員候補

氏名 おお き やす し
大 木 安 史

生年月日 昭和12年11月9日

住 所 筑西市村田1571番地

略 歴 平成11年11月3日 明野町選挙管理委員に当選
平成15年11月3日 明野町選挙管理委員長に就任
平成17年3月28日 筑西市選挙管理委員に当選
平成25年6月15日 筑西市選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 おか の とし ゆき
岡 野 稔 之

生年月日 昭和18年3月11日

住 所 稲敷郡河内町長竿203番地1

略 歴 平成25年9月19日 河内町選挙管理委員に当選
平成29年9月14日 河内町選挙管理委員に当選
平成29年9月28日 河内町選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 たか むら かず いち
高 村 和 一

生年月日 昭和24年5月28日

住 所 常陸大宮市野上1607番地の325

略 歴 平成28年3月31日 常陸大宮市選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 おおくぼ まこと
大久保 誠

生年月日 昭和27年1月31日

住 所 潮来市牛堀612番地1

略 歴 平成28年3月25日 潮来市選挙管理委員に当選
平成28年3月25日 潮来市選挙管理委員長に就任
現在に至る

2 選挙管理委員補充員候補

氏名 しみず けん りゅう
清水 見 龍

生年月日 昭和12年4月26日

住所 かすみがうら市中志筑1348番地2

略歴 平成11年 6月21日 旧千代田町選挙管理委員に当選
平成17年 6月13日 かすみがうら市選挙管理委員に当選
平成19年 4月13日 かすみがうら市選挙管理委員長代理に就任
平成25年 6月13日 かすみがうら市選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 ほん だ のぶ なり
本 多 伸 成

生年月日 昭和12年5月10日

住所 小美玉市羽鳥2470番地

略歴 平成18年 6月19日 小美玉市選挙管理委員補充員に当選
平成22年 6月19日 小美玉市選挙管理委員長職務代理に就任
平成26年 6月20日 小美玉市選挙管理委員長に就任
現在に至る

氏名 わた なべ ひとし
渡 邊 等

生年月日 昭和16年7月29日

住所 筑西市二木成463番地

略歴 平成21年 6月15日 筑西市選挙管理委員補充員に当選
平成22年 5月 7日 筑西市選挙管理委員に当選
平成29年 6月15日 筑西市選挙管理委員長職務代理者に就任
現在に至る

氏名 ふじ さく こう じ
藤 咲 康 二

生年月日 昭和25年2月13日

住所 日立市水木町2丁目15番45号

略歴 平成24年12月23日 日立市選挙管理委員に当選
平成24年12月25日 日立市選挙管理委員長に就任
現在に至る

請願文書表

<p>受 理 番 号 請 願 第 1 号</p>	<p>後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに 反対する請願</p>
<p>提出者 水戸市城南3-15-24 民医連内 茨城県社会保障推進協議会 代表委員 瀧澤 利行 茨城県高齢期運動連絡会 会長 近沢 重男</p>	<p>[請願趣旨]</p> <p>経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で「世代間の負担の公平性」を図るとして、後期高齢者医療の窓口負担を1割から2割にする負担増が審議されています。すでに70歳から74歳の医療費自己負担は2014年度の改定で「新たに70歳に到達する人においては2割とする」として引き上げられております。また現役並み所得の人は70歳以上でも3割負担となっています。</p> <p>高齢者は、戦後の経済発展の支え手となり、今日の日本をつくりあげてきました。しかし後期高齢者医療制度という年齢で差別する制度が施行され、今年10月からは低所得者への「軽減措置」も廃止されようとしています。一方、公的年金は減らされ収入が生活保護基準以下を下回る世帯は3割に迫っています。保険料は上がり続け生活苦は限界を超えています。高齢になっても働き続けなければなりません。</p> <p>以上の趣旨から以下の項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出下さるよう請願いたします。</p>
<p>紹介議員 古川 よし枝</p>	<p>[請願事項]</p> <p>1. 75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げを しないでください。</p>
<p>受理 平成31年2月14日</p>	